

新型コロナウイルスの感染防止対策として、イベント等参加の際にマスクの着用・検温にご協力をお願いする場合があります。

お知らせ

障がい者等の日常生活用具給付品目が増えました

各用具の概要や給付条件などの詳細は、お問い合わせください。

追加する用具	基準額
盲人用血圧計（音声式）	9,700円
人工内耳用電池	月額2,500円
人工内耳用充電電池および充電器	44,100円

※自己負担額は基本的に基準額の1割ですが、所得に応じて上限額が設定されます。また、基準額を超える金額は、購入者の自己負担となります。

問 障がい者福祉課自立支援第1・2係（内線3247～3259）

令和5年度福祉タクシー利用券および自動車燃料費利用券

在宅の重度心身障がい者の外出や社会参加の機会を拡大するため、福祉タクシー利用券または自動車燃料費利用券を交付します。令和5年度から、福祉タクシー利用券は1回の乗車で2枚まで利用できます。

対 市内在住で、障害者手帳の等級が次のいずれかに該当する方
・身体障害者手帳 1～3級
・療育手帳 A、A、B
・精神障害者保健福祉手帳1～2級
※長期入院中の方、施設に入所している方は対象外

問 障がい者福祉課障がい者福祉係（内線3243）／各総合支所社会福祉係（☑ 140 / ☑ 248 / ☑ 142）



公共下水道供用開始のお知らせ

対 菖蒲町三箇、栗橋北1丁目、伊坂南1丁目、伊坂南2丁目、伊坂南3丁目、西大輪、西大輪1丁目、西大輪3丁目の各一部区域

問 上下水道経営課下水道経営係（☑ 内線248）

地域生活支援事業の自己負担上限月額等の改正

障がい者等の地域生活支援事業（移動支援事業・日中一時支援事業・地域活動支援センター事業・訪問入浴サービス事業・日常生活用具給付等事業）において、所得に応じて設定している自己負担上限月額の算出方法や世帯の考え方を見直し、4月1日から次のとおり改正します。

【自己負担上限月額】

世帯	改正前	改正後
生活保護	無料	無料
非課税世帯	収入に応じて自己負担あり	無料
課税世帯	所得に応じて自己負担あり	

【対象者の世帯の考え方】

	改正前	改正後
18歳以上	世帯全員で算出	本人および配偶者のみで算出
18歳未満		世帯全員で算出

問 障がい者福祉課自立支援第1・2係（内線3247～3259）

発達障がいの理解のために

発達障がいは、生まれつき脳の働きに違いがあり、人によってさまざまな特性が現れます。主に対人関係やコミュニケーションを苦手とする方などがおり、悩みや生きづらさを感じる事が多く、その方に合った過ごし方の工夫や配慮が必要です。

市では、4月から発達障がいに関する啓発物の展示等を行うほか、4月1日(土)～28日(金)に久喜総合文化会館のエントランスロビーに設置されているイルミネーションをシンボルカラーのブルーにライトアップします。

展示期間	場所
4/1(土)～7(金)	本庁舎1階ロビー
4/8(土)～14(金)	☑ 1階ロビー
4/15(土)～21(金)	☑ 1階ロビー
4/22(土)～28(金)	☑ 1階ロビー

問 障がい者福祉課自立支援第2係（内線3251）

特別児童扶養手当・特別障害者手当等の手当額が変わりました

【特別児童扶養手当】

◆支給額の変更(令和5年4月分から)

	改定前	改定後
1級	52,400円	53,700円
2級	34,900円	35,760円

※改定後初めての手当支給は8月です。

【特別障害者手当等】

◆支給額の変更(令和5年4月分から)

	改定前	改定後
特別障害者手当	27,300円	27,980円
障害児福祉手当	14,850円	15,220円
福祉手当	14,850円	15,220円

※改定後初めての手当支給は5月です。

【共通】

受給対象者が、次に該当する場合は市へ届け出をしてください。

- ・氏名、住所、振込先口座等が変わったとき
- ・障がいの程度が該当しなくなったとき
- ・施設に入所したとき
- ・亡くなられたとき
- ・病院または診療所に継続して3カ月を超えて入院にいたったとき（特別障害者手当受給者のみ）
- ・20歳になったとき

問 障がい者福祉課障がい者福祉係（内線3244）／各総合支所社会福祉係（☑ 140 / ☑ 248 / ☑ 142）

市内循環バス停留所の名称変更について（4月1日(土)～）

市内公民館がコミュニティセンターに変わることに伴い、市内循環バスの停留所の名称が変わります。

変更前	変更後
東公民館東	久喜東コミュニティセンター東
南公民館入口	久喜南コミュニティセンター入口
中央公民館前	久喜中央コミュニティセンター前
清久コミセン・西公民館入口	清久コミュニティセンター入口

問 交通企画課交通企画係（内線2631・2632）

市では児童生徒の安全対策を実施しています

◆通学路の安全確保

・平日15時～16時に、市内全域で市職員が通学路巡回パトロールを実施
・7時～8時30分のうちの1時間、通学路の主要な交差点で交通指導員による登校指導を実施

◆交通安全教育

・市内小・中学校で、警察職員や交通指導員等を講師として交通安全教室を実施

◆不審者対策

- ・市内全ての小学校に小学校安全監視員を配置
- ・学校敷地内に24時間稼働の防犯カメラを設置
- ・防災行政無線による児童生徒への帰宅呼びかけ放送
- ・市内で不審者出没等の事案が発生した場合、市ホームページやメール配信サービス（安全・安心情報）、市公式SNSで防犯情報を提供

問 学務課学事係（☑ 内線325）



パスポート（旅券）の発給申請等手続きの一部変更（3月27日～）

◆主な変更点

- 戸籍謄本の提出**
戸籍の確認が必要な方については、戸籍謄本の提出が必要となります。（戸籍抄本では受付できません。）
 - 申請書（様式）の変更**
旅券発給は新しい様式で申請してください。（古い様式は使用できません。）
 - 査証欄増補の廃止**
旅券の査証欄の増補は廃止されました。査証欄に余白がなくなった時は、低額な費用で新たな旅券の発給を受けることができます。
※有効期間は元の旅券の残存有効期間と同じとなります。
 - 旅券が未交付失効し、再度発給を申請する際の手数料の変更**
3月27日以降に旅券を申請した方で、発行後6カ月以内に受領せず当該旅券が失効した場合、失効後5年以内に再度旅券を申請する際の手数料は、通常より高くなります。
- 問** 市民課（総合窓口）市民・パスポート係（内線2664）

引っ越しの際は住民異動届を忘れずに

住所や世帯主の変更などをする場合は、届け出が必要です。
※本人または同じ世帯の方が手続きできない場合は、委任状が必要です。

こんなとき	いつから/いつまでに
市外から引っ越してきたとき	転入届 久喜市に住み始めてから14日以内
市外に引っ越すとき	転出届 転出予定のおおむね14日前から
市内で引っ越したとき	転居届 新住所に住み始めてから14日以内
世帯主の変更や世帯を合併・分離したとき	世帯変更届 変更があった日から14日以内

本人通知制度のお知らせ
事前に登録した方の住民票の写しや戸籍謄本等が第三者に取得された場合、その事実をお知らせする制度です。個人情報漏えいの被害を早期に食い止めるため、ぜひご登録ください。
申問 市民課（総合窓口）市民・パスポート係（内線2667）、戸籍係（内線2669）／各総合支所市民係（総合窓口）（☑ 127 / ☑ 204 / ☑ 123）